

史跡を構成する開拓使札幌本庁本庁舎及び旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)には、北海道の開拓における中枢として機能してきた「歴史的価値」、札幌都心を貫く軸線のアイストップや、緑豊かで貴重な都心のオープンスペースとして市民や道民に親しまれる「景観的価値」、道民はもとより道外、海外からの観光客が訪れる「社会的・経済的価値」がある。

これらの3つの視点から、本史跡の本質的価値についてまとめる。

### 3-1 歴史的価値

#### (1) 北海道の開拓の歴史における価値

開拓使札幌本庁本庁舎は明治6年(1873)に建築され、明治12年(1879)には失火により焼失したが、開拓次官(後の開拓使長官)黒田清隆の建言に基づく開拓使10年計画において、北海道の開拓事業の中枢として機能した。

開拓使の下で、開拓使顧問ホーレス・ケブロンをはじめとする御雇外国人や札幌農学校の教師などにより、農業や食品加工、工業、鉄道敷設などの技術が導入され、北海道の開拓や殖産興業に大きな役割を果たした。また、現在の北海道庁構内よりも広がった開拓使札幌本庁構内では、庭園ではなく、試験的に導入された林檎や桃などの果樹や、大麦や牧草などの飼料用作物が試験的に栽培され、試験圃場としての役割も担っていた。

一方、旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)は、開拓使の廃止後、三県一局時代を経て設立された北海道庁の本庁舎として、明治19年(1886)から明治21年(1888)にかけて建築された。昭和43年に現在の本庁舎が建築されるまで、北海道における開拓、開発、地方自治の中枢としての役割を果たした。

北海道庁では、開拓使の直接保護(土族授産)的な移民政策を廃止して、間接保護(開拓の基礎条件の整備)政策に転換し、土地や官営工場の払い下げなど積極的な資本家招来政策と、道路や鉄道、港湾などの開拓に必要なインフラの整備を推進した。

土地制度を改め、10万坪以上の大地籍処分を可能とする「北海道土地払下規則」を制定するとともに、移住民の入植適地を調査する殖民地選定事業(殖民地地区画の測設)を実施した。

また、数次にわたり様々な拓殖計画が立案され、多額の国費を投入し、河川・港湾の修築、鉄道・道路・橋梁の建設や農耕適地の整備など開拓上緊要な事業が実施された。

#### (2) 建築史的価値

##### 1) 開拓使札幌本庁本庁舎

開拓使札幌本庁本庁舎は、ケブロン of の構想、N.W.ホルトによる設計原案に基づき、開拓使工業局営繕課御用掛の安達喜幸らが設計をとりまとめた。マサチューセッツ州議事堂(ボストン)などがモデルとされ、左右の対称性、中心性の強調、中央の屋上塔屋(ドーム)などが特徴である。

開拓使が手掛けた最初の洋風建築であり、後の豊平館や旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)など、本道の明治前期の洋風庁舎等の規範となったと考えられる。

##### 2) 旧北海道庁本庁舎

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)は、明治中期におけるれんが造洋風建築としてはかなり大きな規模のものであり、設計は平井清二郎を中心とする北海道庁土木課によるものである。様式は、「日本におけるもっとも早いス

ゴタンピールの影響を示す建物」である。日本人の設計による洋風の建築としては初期の事例で、特に規模の大きなれんが造の洋風建築としては、通信省(明治18年(1885)、工部省営繕局設計)や名古屋郵便局(明治20年(1887)、佐立七次郎設計)などとともに古く、現存する遺構としてはほぼ最古の事例といえる。

当時の北海道庁営繕課は、れんが造の設計・施工について十分な実績、経験を有していなかったものの、開拓使時代から培った営繕技術により、赤れんが庁舎において、れんがの建築技術を一挙に高次の段階に到達させたといえ、建築技術史上、貴重な建築といえる。

### 3-2 景観的価値

---

北海道庁正門(東門)に通じる北3条通は、明治初期には「札幌通」と呼ばれ、沿道には札幌農学校や麦酒醸造所をはじめとする開拓使の官営工場などが建ち並ぶ、重要な広域幹線道路であった。

札幌市の「第2次都心まちづくり計画」(平成28年6月)では、北3条通は「うけつぎの軸」として位置づけられている。札幌発展の歴史・文化を活かした街並み、空間の形成とその活用を展開の指針とし、歴史を活かした街並み形成の推進、北3条広場を起点とする広場空間の連鎖に取り組むこととしている。

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)は、北3条通「うけつぎの軸」の基点となっており、左右対称を強く意識した美しいれんが造建造物の立面は、札幌市都心部のアイストップとなっている。

また、赤れんが庁舎の前庭は、札幌市都心部の貴重な緑のオープンスペースであり、観光客や都心部のオフィスワーカー、札幌市民にとって、憩いの空間となっている。

### 3-3 社会的・経済的価値

---

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)は、昭和43年の復原改修後、一部を文書館や会議室など庁舎として使用しているほかは、北海道の開拓や樺太、北方領土などの歴史や文化を紹介する展示室等として一般に公開されている。年間約70万人もの観光客が訪れており、北海道を代表する観光地の一つとなっている。

また、庁舎内の会議室を利用して、伝統芸能の発表会や道内で活躍するアーティストのコンサートなども開催されている。高い天井が独特の音響を生み出し、歴史を感じさせる室内の雰囲気と相まって、芸術性・文化性の高い空間を提供している。前庭も各種イベントで活用されており、庁舎についてもユニーク・ベニユーなど重要文化財建造物の貴重性を生かした新たな取組を通じて、本道の歴史や文化を伝える交流の場としての活用が期待できる。

史跡の本質的価値を踏まえ、本史跡の保存と活用における課題を次のとおりまとめる。

### 4-1 北海道の開拓において果たした役割の周知と理解の向上

現在、旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)では、重要文化財「開拓使文書」など北海道立文書館が所蔵する北海道の開拓に関わる歴史資料などを展示し、周知を図っている。

赤れんが庁舎の保存修理・リニューアル後においても、北海道の開拓の歴史と意義、開拓使及び北海道庁が果たした役割などについて、より多くの道民や来訪者に伝え、理解されるよう、内容の見直しを行いつつ、引き続き、周知を図る必要がある。

開拓使札幌本庁舎跡については、発掘調査により発見された遺構を被覆土で保護し緑地としており、一見ただけでは遺構があることはわからない。また、中央の八角形ドームがあった位置には、国旗・道旗などの掲揚塔が設置されているなど、史跡の保存状態や環境としては望ましい状況ではない。

一方で、昭和43年に北海道庁新庁舎を建設して以来、掲揚塔をはじめとする現在の土地利用が定着しており、ただちにこれらの土地利用を見直すことは難しい。

このため、まずは遺構の存在と開拓使が北海道開拓に果たした役割などについて、周知と理解の向上を図ることを課題として挙げる。

### 4-2 開拓使札幌本庁舎跡及び旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)の保存

開拓使札幌本庁舎跡は、昭和43年の発掘調査で発見された基礎杭跡と捨土台の一部などの遺構を被覆土で保護しているが、今後も良好な状態で保存する必要がある。

重要文化財建造物である旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)は、昭和43年の復原改修から50年が経過し、天然スレート葺きの屋根や外壁のれんがなど各所で破損や老朽化が進んでいるため、適切な保存修理が必要である。また、地震に対する耐震安全性が低いことが明らかになっており、多くの観光客が訪れる観光施設として、耐震改修により安全性を確保する必要がある。

### 4-3 北海道を代表する観光地としての空間の活用と史跡の保存との調和

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)は、年間約70万人もの観光客が訪れており、北海道を代表する観光地の一つとなっている。また、道庁前庭でも年間を通じて数多くのイベントが開催されている。

赤れんが庁舎については、重要文化財建造物の貴重性を生かしながら、より多くの道民や観光客が訪れ、幅広く活用されるよう保存修理・リニューアルに取り組むこととしているが、こうした空間や道庁前庭を含む史跡の周囲の活用と、開拓使札幌本庁舎跡を含む史跡の保存との調和を適切に図る必要がある。

### 5-1 大綱 目指す将来像

本史跡について、引き続き適切な保存を行うとともに、北海道の開拓に果たした役割をはじめとする本史跡の本質的価値について、広く道民、観光客に周知し、理解の向上を図る。

また、重要文化財の貴重性を生かした幅広い活用と本史跡の保存との調和が図られた姿を目指す。

### 5-2 保存の方針

開拓使札幌本庁本庁舎跡については、今後も引き続き、地中の遺構に影響を与えないよう、当面は現状のまま保存するとともに、本史跡と一体となって景観を形成する周辺の保全区域や整備区域についても保全する。

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)については、保存修理や史料に基づく復原に取り組むとともに、多くの道民や観光客が訪れる観光施設として、耐震改修による安全性の確保を図る。

### 5-3 活用の方針

開拓使札幌本庁本庁舎については、その本質的価値を道民や観光客などにより広く、わかりやすく周知し、理解の向上を図る。

赤れんが庁舎については、創建時から受け継がれてきた本質的価値や、北海道の開拓、殖民政策において果たした役割、建築技術史における位置づけや調査等により明らかになった情報などをわかりやすく解説し、周知を図る。

また、芸術・文化活動のほか、ユニーク・ベニユーなど重要文化財建造物の貴重性や雰囲気を生かした新たな活用を通じて、本道の歴史や文化を伝える。

### 5-4 整備の方針

開拓使札幌本庁本庁舎跡については、今後も引き続き、地中の遺構に影響を与えないよう保存する。

また、その本質的価値の周知と理解の向上を図るため、現地における遺構の顕在化や、当時の構内の様子や北海道の開拓に果たした役割、史資料などで明らかになったことなどについて、展示を行う。

赤れんが庁舎については、保存修理や復原、耐震改修に取り組むとともに、明治期の北海道の開拓や殖民政策において北海道庁が果たした役割や、れんが造洋風建築の価値について、より広く、わかりやすく伝えるための展示の更新や充実を図る。

### 5-5 運営・体制の方針

開拓使札幌本庁本庁舎跡については、地中の遺構の保護に支障がないよう、引き続き、北海道が適切に管理する。

赤れんが庁舎については、リニューアル後は指定管理者制度等の導入を検討することとしているが、導入にあたっては、史跡及び重要文化財建造物を適切に保存、保全するための管理運営の要件などを的確に定め、運用を徹底するよう求める。

本史跡の保存の方向性を定めるとともに、保存に影響を与える行為の取扱いについて基準を定める。

### 6-1 保存及び保全の方向性と方法

昭和43年の北海道庁新庁舎の建設計画にあたっては、将来の構内整備の方向として、「赤れんが庁舎は、その前庭と開拓使の史跡を含む周辺の園地とともに記念公園的な取扱いにする」（「北海道本庁庁舎建設工事の概要」北海道）とされている。

現在の本史跡の保存状況や土地利用は望ましい状況にはないが、昭和43年の新庁舎の建設以降、現在の土地利用が定着していることから、早急に保存状況等の改善を図ることは難しい。

このため、本史跡については、北海道庁新庁舎建設計画の方針を踏まえ、引き続き当面は現状のまま保存することとする。

開拓使札幌本庁本庁舎跡は、ケプロンをはじめとする御雇外国人などの招へいにより、農業や工業、鉄道敷設などの技術を導入し、明治初期における北海道の開拓や殖産興業に大きな役割を果たした、開拓使の本庁舎の遺構である。

庁舎は現存しないが、開拓使が手掛けた最初の洋風建築であり、後の豊平館や旧北海道庁本庁舎（赤れんが庁舎）など、本道の明治前期の洋風庁舎等の規範となったと考えられている。

昭和43年の発掘調査で確認された基礎杭跡などの遺構は被覆土により保護しているが、今後も引き続き、地中の遺構に影響を与えることがないように保存するとともに、史跡と一体となって景観を形成する周辺の保全区域や整備区域についても保全することとし、将来は本庁舎跡の遺跡のより顕在化を図ることとするが、当面は展示等の充実により、その存在について周知を図ることとする。

赤れんが庁舎は、開拓使の廃止後設置された北海道庁の本庁舎として、昭和43年に現在の本庁舎が建築されるまで、北海道における開拓、開発、地方自治の中核としての役割を果たした。明治期においては、土地や官営工場の払い下げなど積極的な資本家招来政策と、道路や鉄道、港湾などの開拓に必要なインフラの整備を推進した。

また、庁舎は日本人の設計による洋風の建築としては初期の事例で、現存する規模の大きなれんが造の洋風建築としてはほぼ最古の事例といえる。れんが造の設計・施工について十分な実績、経験を有していなかったにも関わらず、その建築技術を一挙に高次の段階に到達させた、建築技術史上、貴重な建築である。

しかしながら、昭和43年の保存修理・復原改修工事から50年が経過しており、各所に老朽化や汚損、破損がみられるほか、耐震性が不足していることが明らかになっている。

これらの本質的価値を適切に保存し次世代へ継承するため、保存修理や史料に基づく復原に取り組むとともに、多くの道民や観光客が訪れる観光施設として、耐震改修による安全性の確保を図る。

### 6-2 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準

史跡などの指定地内において現状変更などを行おうとする場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可（同法第184条の規定に基づき、一部は札幌市に権限委譲）が必要となる。

本史跡指定区域内において現状変更及び保存に影響を及ぼす行為については、「現状変更を認めない行為」、

「現状変更許可申請を許容する行為」、「現状変更許可を要しない行為」に区分して、取扱い基準を定める。

また、計画区域を保存区域(史跡指定区域)、保全区域、整備区域に区分し、さらに保存区域を保存区域 A(開拓使札幌本庁本庁舎跡)と保存区域 B(旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)及びその周囲)に区分して、それぞれの区域における取扱い基準を定める。

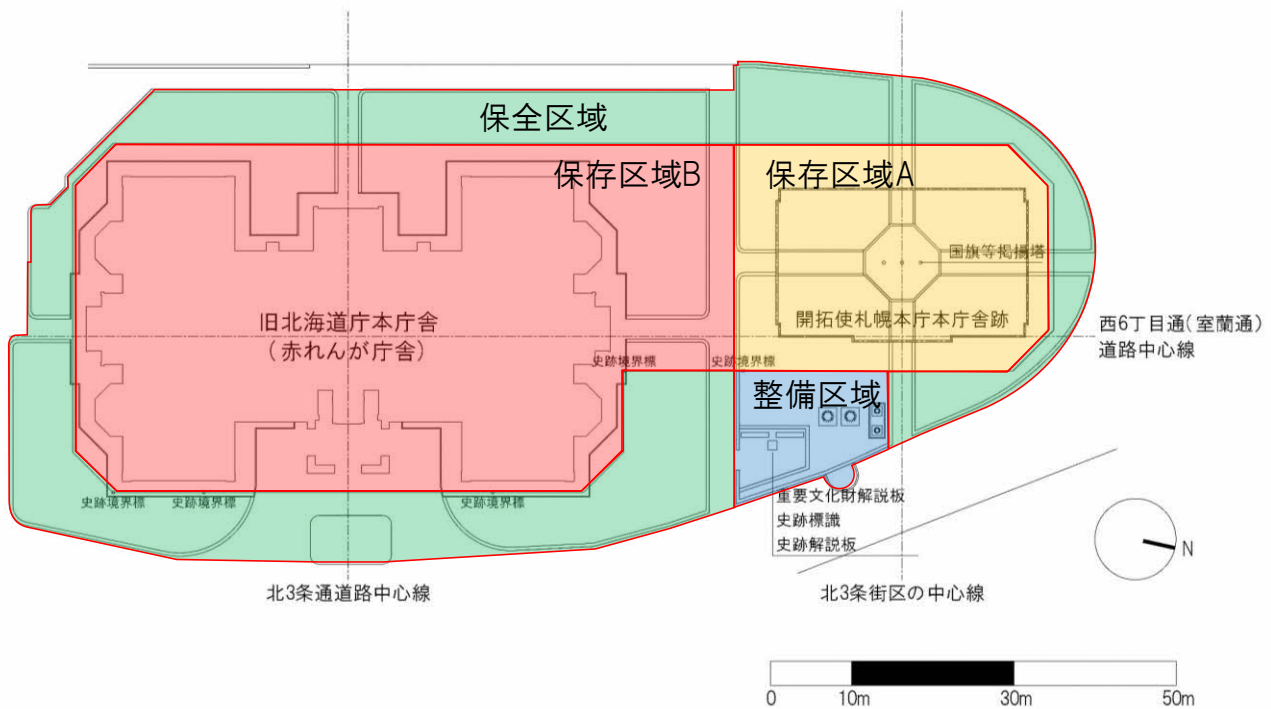


図1(再掲) 計画区域の区分

#### (1)現状変更を認めない行為

現状変更を認めない行為は、保存区域 A、B についてそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

##### 1)開拓使札幌本庁本庁舎跡(保存区域 A)

地形地物の改変及び保護されている遺構に影響を与える行為については、現状変更を認めない。

ただし、目的を明確にし、適切な範囲で行う遺構の調査、及び学術調査の結果を踏まえ、遺構の保護を目的とする整備、並びに防災上必要が認められる行為については、この限りでない。

##### 2)旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)及びその周囲(保存区域 B)

地形地物の改変については、現状変更を認めない。

ただし、建築物の保存修理等において必要が認められる行為で適切な範囲で行うもの、及び防災上必要が認められる行為については、この限りでない。

#### (2)現状変更許可申請を許容する行為

現状変更許可申請を許容する行為は、保存区域 A、B についてそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

なお、現状変更に際しては、原則として事前に試掘調査を行うこととし、試掘調査により地中に新たな遺構が確認された場合には、これを保存する。

### 1)開拓使札幌本庁本庁舎跡(保存区域 A)

遺構の保存や調査について、その目的が明確であるもので、適切な範囲で行うもの、及び学術調査の結果を踏まえ、遺構の保護を目的とする整備については、現状変更許可申請を許容する。

### 2)旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)及びその周囲(保存区域 B)

次の行為については、現状変更許可申請を許容する。

- ・建築物及び工作物の新築において、史跡の維持管理や公開活用のために必要で、遺構に影響を及ぼさず、かつ史跡の景観に調和すると判断される場合
- ・防災上必要な施設、また人命に係わる施設の設置において、遺構への影響を最小限に留めることを前提に、史跡の景観に配慮する場合
- ・建築物及び工作物の増築、改築及び改修において、用途、構造、規模などを著しく変更しない場合
- ・建築物及び工作物の移転または除去において、遺構に影響がない措置がとられる場合
- ・公益上必要な電気、水道、下水など設備の新設、改修及び復旧において、遺構に影響を及ぼさないことを前提に行われる場合
- ・遺構の保存や調査について、その目的が明確であるもので、適切な範囲で行うもの

### 3)保存区域 A 及び B に共通するもの

文化財保護法第 184 条及び同法施行令第 5 条第 4 項第 1 号に規定する行為のうち、次の行為については現状変更許可を許容する。

- ・工作物(建築物を除く。)の改修又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ・法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ・建築物等の除却
- ・木竹の伐採

### (3)現状変更許可を要しない行為(保存区域 A・B 共通)

法第 125 条ただし書き及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に規定する行為のうち、次の行為については現状変更許可を要しないこととする。

なお、現状変更許可を要しない行為については、その結果を速やかに文化庁及び札幌市教育委員会へ報告するものとする。また、復旧を行う際にはその届出を行う。

#### 1)日常的な維持管理

- ・清掃
- ・樹木の剪定や刈込、病害虫の駆除、施肥、危険な枝や支障となる枝、枯れ枝等の伐採、危険木や倒木、枯れ木等の除去や伐根、下刈り、つる切り・枝打ち等
- ・説明板や柵など保存管理施設の補修

#### 2)維持の措置

- ・大雨などにより生じた軽微な表土などの流出や崩落を復旧する行為

- ・台風などにより折れた木の枝などの除去、切り口の腐朽防止措置、倒木の除去や伐根
- ・危険な枝や枯れ木、枯れ枝などの除去や伐採

3) 非常災害のために必要な応急措置

- ・災害時の被害の拡大を防止するための応急措置
- ・立入禁止柵の設置など危険防止措置

[参考] 文化財保護法等の関係規定

文化財保護法 第125条 ただし書き

ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第4条(維持措置の範囲)

法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名称又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名称又は天然記念物をその指定当時の現状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 2 史跡、名称又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名称又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき



#### (4)保全区域及び整備区域における行為の取扱い基準

史跡指定区域外である保全区域及び整備区域においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、文化財保護法の規定に基づく文化庁長官の許可等は不要であるが、保存区域に準じて、これらの行為の取扱い基準を定める。

##### 1)保全区域

保全区域は、史跡指定区域を取り巻く緑地等の区域である。

この区域には樹木が植樹されているため、樹木の剪定・伐採、草刈り・病害虫の防除措置などの維持管理のための行為については認めることとする。

また、開拓使札幌本庁本庁舎跡及び旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)と隣接している区域であり、これらと一体となって景観を形成している区域であることから、この区域における建築物の新築や工作物の設置にあたっては、本史跡の景観に影響を及ぼさないよう配慮することを求める。

##### 2)整備区域

整備区域は、史跡及び重要文化財の解説などを記した石碑や史跡標識(写真 10)がある区域である。

この区域には樹木が植樹されているため、樹木の剪定・伐採、草刈り・病害虫の防除措置などの維持管理のための行為については認めることとする。

また、指定趣旨等を記載した石碑等があることから、これらの補修等の行為については認めることとする。

開拓使札幌本庁本庁舎跡と隣接している区域であり、一体となって景観を形成している区域であることから、この区域における建築物の新築や工作物の設置にあたっては、本史跡の景観に影響を及ぼさないよう配慮することを求める。



写真 10 右から史跡解説板、史跡標識、重要文化財解説板

本史跡の活用の方向性と方法を次のとおり定める。

### 7-1 活用の方向性と方法 1 明治期の北海道開拓に果たした役割の周知、理解の向上

開拓使札幌本庁本庁舎跡については、ケプロンをはじめとする御雇外国人らによる殖産興業など明治初期の北海道の開拓に大きな役割を果たした開拓使の本庁舎の遺構であるが、現在は発掘調査により発見された遺構を被覆土で保護し、緑地としており、指定趣旨等を記載した石碑等はあるが、一見しただけでは遺構があることはわからない。

このため、開拓使の事業や明治初期の北海道開拓に果たした役割、本庁舎の姿や試験圃場として利用されていた当時の構内の様子、試掘調査などにより当時の構内の土地利用(試験圃場)の状況が確認された場合にはその調査結果など、開拓使札幌本庁本庁舎の本質的価値を道民や観光客などにより広く、わかりやすく周知し、理解の向上を図る。

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)については、開拓使の廃止後、北海道における開拓、開発、地方自治の中枢としての役割を果たし、明治期においては、土地や官営工場の払い下げなど積極的な資本家招来政策と、道路や鉄道、港湾などの開拓に必要なインフラの整備を推進した。

庁舎は、日本人の設計による初期の洋風の建築であり、現存する規模の大きなれんが造の洋風建築としてはほぼ最古の事例といえ、建築技術史上、貴重な建築である。また、試掘調査等により創建当時の基礎工事の状況や工法が確認できた場合には、建築技術史としても価値のある情報が得られる。

これらの創建時から受け継がれてきた赤れんが庁舎の本質的価値や、北海道の開拓、殖民政策において果たした役割、現存するれんが造洋風建築としての建築技術史における位置づけや調査等により明らかになった情報などをわかりやすく解説し、周知を図る。併せて、北海道 150 年を節目に「北海道」を見つめ直し、未来へ継承すべき北海道の歴史文化や自然環境など多様な価値を展示することなどを機能として付与し、リニューアルを行う。

### 7-2 活用の方向性と方法 2 重要文化財建造物の貴重性を生かした幅広い活用と史跡の保存との調和

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)については、「重要文化財北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)保存活用計画」(平成 29 年 3 月策定)において、国内外から年間約 70 万人が訪れる観光地としての発信力と重要文化財建造物としての優れた価値を生かし、国内外に向けた歴史文化・観光情報発信拠点として利活用を図っていくことを基本方針としている。

庁舎内では、会議室を利用したコンサートなどがこれまでも開催されているが、高い天井が独特の音響を生み出し、歴史を感じさせる室内の雰囲気と相まって、芸術性・文化性の高い空間を提供している。

こうした芸術・文化活動のほか、ユニーク・ベニューなど重要文化財建造物の貴重性や雰囲気を生かした新たな活用を通じて、本道の歴史や文化を伝える交流の場として活用を図る。

また、計画区域に隣接する道庁前庭は、札幌市都心部の貴重な緑のオープンスペースであり、観光客や都心のオフィスワーカー、札幌市民にとって、憩いの空間となっている。年間を通じて、数多くのイベントが開催され、毎回、多くの市民が訪れている。

道庁前庭については、今後も憩いの空間として開放するとともに、旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)と連携して、イベント等でのより一層の活用を図ることとしているが、その活用にあたっては、開拓使札幌本庁本庁舎跡を含

む史跡の保存に配慮し、調和を図ることを求める。

本史跡の整備の方向性と方法を次のとおり定める。

開拓使札幌本庁本庁舎跡については、基礎杭跡など被覆土により保護されている遺構について、今後も引き続き、地中の遺構に影響を与えないよう保存するとともに、周辺の保全区域や整備区域についても保全する。

また、開拓使札幌本庁本庁舎跡の本質的価値を周知し、理解の向上を図るため、

- ・本道の明治前期の洋風庁舎等の規範となった本庁舎の姿や試験圃場として利用されていた当時の構内の様子のほか、他の調査などにより当時の構内の土地利用（試験圃場）の状況が確認された場合にはその調査結果
- ・明治初期の開拓使の事業や御雇外国人らの業績、北海道の開拓に果たした役割
- ・昭和 43 年の発掘調査の報告、重要文化財文書などの史資料などで明らかになったこと

などについて、展示し周知を図る。

これらの展示、情報の周知にあたっては、デジタルコンテンツの活用や AR(Augmented Reality、拡張現実)技術の導入、多言語への対応など、全国各地の遺構の取組事例などを参考に、ICT(情報通信技術)の開発、進展などを踏まえた新たな技術を導入するなど、道民や観光客など本史跡を訪れる人に、その本質的価値をより広く、わかりやすく伝えるための環境の整備を検討する。

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)については、昭和 43 年の保存修理・復原改修工事から 50 年が経過しており、各所に老朽化や汚損、破損がみられるほか、耐震性が不足していることが明らかになっており、庁舎の有する本質的価値を適切に保存し次世代へ継承するため、保存修理や史料に基づく復原に取り組むとともに、多くの道民や観光客が訪れる観光施設として、耐震改修による安全性の確保を図る。

また、明治期の北海道の開拓や殖民政策において北海道庁が果たした役割や、重要文化財であるれんが造洋風建築の価値について、より広く、わかりやすく伝えるための展示の更新や充実を図るとともに、重要文化財建造物の貴重性や雰囲気を生かし、芸術・文化活動やユニーク・ベニユーなどの新たな活用など、幅広い活用に向けたリニューアルに取り組む。

史跡指定区域に附帯する保全区域及び整備区域については、史跡と一体となって景観を形成している区域であり、適切に保全するとともに、新たに建築物の建築や工作物の設置を行う場合には、本史跡の景観に影響を及ぼさないよう配慮する。

[参考]遺跡におけるデジタルコンテンツの活用、AR技術、VR(Virtual Reality、仮想現実)技術の導入について  
全国各地の遺跡において、デジタルコンテンツの活用やAR技術などの導入が進んでいる。スマートフォンをはじめとする携帯情報端末の普及が背景にあるが、遺跡におけるAR技術などの導入効果としては、

- ・かつての建築物、光景を現地で復原して体験、体感することができる
- ・発掘調査状態を現地で体感することができる
- ・現地で各種情報を取得することができる

などが挙げられている。

#### ・導入事例1 史跡 長岡宮跡(京都府向日市)

延暦3年(784)、桓武天皇が奈良の平城京を廃し、延暦13年(794)平安京へ遷都するまで、10年間置かれた都・長岡京の跡。大極殿(天皇が儀式や謁見を行う場所)や朝堂院(役人が政務を掌る場所)、内裏(天皇の居住空間)などの史跡で構成されている。

携帯情報端末用アプリケーション「AR 長岡宮」は、4つの史跡エリア(朝堂院公園、大極殿公園、内裏公園、築地跡)において、AR技術により、CG(コンピューター・グラフィック)で原寸大に復原された建築物を現実の風景の中に表示させることができる。また、VR(仮想現実)技術により、すべてCGで描かれた建物の内外を歩きまわっているような体験ができる。特定の条件下でしか表示されない情報やゲームなど、利用者を楽しませる工夫もなされている。

このほか、史跡エリアのマップ表示、史跡に関する情報(画像、テキスト)の表示などを行うことができる。言語は、5言語(日本語/英語/中文繁体字/中文簡体字/韓国語)に対応している。



参考資料1 「AR 長岡宮」イメージ



・導入事例2 特別史跡 名護屋城跡並びに陣跡(佐賀県唐津市)

肥前名護屋城は、豊臣秀吉の朝鮮出兵(文禄・慶長の役)に際して出兵拠点として築かれた城であり、文禄元年(1592)の開戦から、秀吉の死により諸大名が撤退するまで7年間、大陸侵攻の拠点となった。

城の面積は約17ヘクタールにおよび、周囲には140以上に上る諸大名の陣屋が構築されていたとされる。

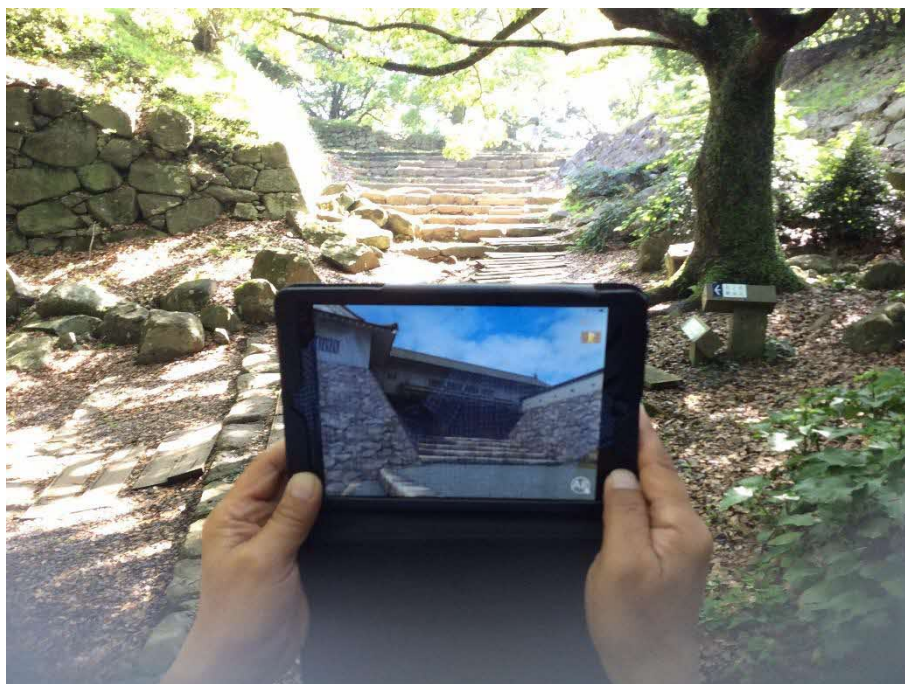
現在、名護屋城跡と23箇所の陣跡が国の特別史跡に指定されている。

携帯情報端末用アプリケーション「VR 名護屋城」は、城郭や陣屋、城下町などを再現した高精細CGを、端末の位置情報を取得して表示するVR技術を導入したもの。利用者の動きに合わせて表示されるCGがリアルタイムで変化するため、高い没入感が得られる。

同史跡では、「VR 名護屋城」のほか、スタンプラリー機能があるアプリケーションや、クイズなどにより城跡の案内や情報提供を行うアプリケーション(5言語(日本語/英語/中文繁体字/中文简体字/韓国語)に対応)の配信を行っている。

なお、「VR 名護屋城」については、平成29年度に音声ガイド(日本語のみ)やお楽しみコンテンツ(発掘体験、絵巻物風まんが等)を追加し、バージョンアップを図った。

このほか、史跡に隣接する佐賀県立名護屋城博物館内のミニシアターにおいては、「幻の巨城 肥前名護屋城」(10分間動画)にて高精細の城VRを上映し、城情報の提供を行っている(上記5言語に加え、タイ語ナレーションを加えている。)



参考資料2 「VR 名護屋城」タブレット利用状況・本丸大手門付近(佐賀県立名護屋城博物館提供)

本史跡を構成する開拓使札幌本庁本庁舎跡及び旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)にかかる運営の体制について、基本的な方向性と方法を次のとおり定める。

併せて、計画区域に隣接し、赤れんが庁舎と一体的な活用を検討する道庁前庭についても、運営の体制について基本的な方向性と方法を定める。

なお、史跡は地域の歴史・文化的財産であり、市民参加の下で運営がなされる事例が各地で見られるが、本史跡については北海道の行政庁舎の敷地内にあることから、運営にあたり市民の参加、協力を得ることについては、庁舎管理の観点から検討を要する事項がある。

### 9-1 開拓使札幌本庁本庁舎跡

開拓使札幌本庁本庁舎跡については、発掘調査により発見された遺構を被覆土により保護の上、緑地及び掲揚塔として管理している。

このため、開拓使札幌本庁本庁舎跡(保存区域 A)及び整備区域、並びにその周囲の保全区域については、地中の遺構の保護に支障がないよう、引き続き、北海道が適切に管理する。

### 9-2 旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)

旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)については、保存修理、耐震改修などの改修工事とリニューアルを行うこととしており、リニューアル後の管理運営については、民間事業者のノウハウ等により、利用者の満足度の向上や収益の獲得による自立性の高い施設運営が可能となるような手法(公共施設等運営権方式、指定管理者制度など)の導入を検討することとしている。

重要文化財建造物を含む史跡の管理運営を委ねることになるため、史跡及び重要文化財建造物を適切に保存、保全するための管理運営の要件などを的確に定め、運用を徹底するよう求める。

### 9-3 道庁前庭など史跡の周囲

本史跡(計画区域)に隣接する道庁前庭については、市民や観光客の憩いの場であり、イベント等が行われている。今後は、リニューアル後の旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)と一体的な活用を図ることとし、管理運営についても赤れんが庁舎と一体的に行うことを検討することとしている。

このため、道庁前庭の活用にあたっては、史跡の保存との調和に配慮するよう、管理運営の要件などを的確に定め、運用を徹底するよう求めることとする。

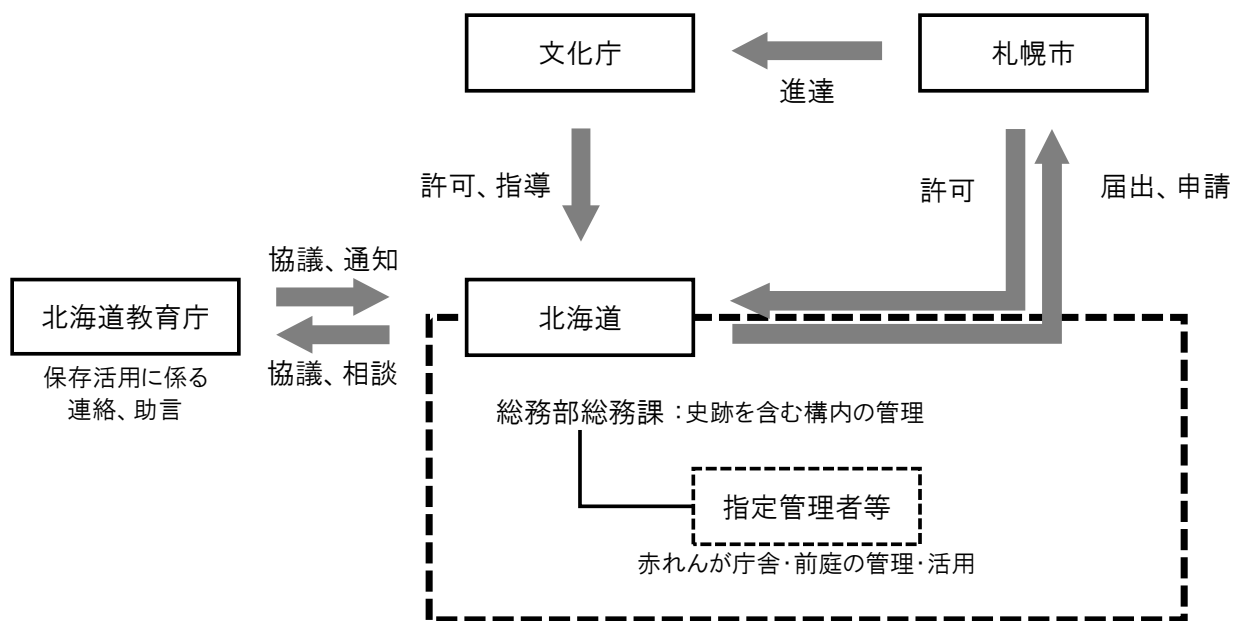


図 13 運営体制



## 第10章 施策の実施

本計画の施策については、2019年度以降に予定している旧北海道庁本庁舎の保存修理等改修工事、リニューアルにおいて実施する。

改修工事、リニューアル後は引き続き、適切な保存と幅広い活用を図る。

また、本計画については、北海道庁構内の土地利用の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

表5 施策の実施の総括表

期間	実施すべき施策
短期間において実施すべき施策	・旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)保存修理・耐震改修工事 ・展示、空間機能のリニューアル
中長期的に実施を展望すべき施策	・適切な保存 ・重要文化財建造物の貴重性を生かした幅広い活用 ・市民の協力を得た運営(今後の検討課題)

## 第 11 章 経過観察

本史跡については、北海道庁本庁舎をはじめとする道の行政庁舎及びその敷地で構成されており、その保存及び活用については、道の行政財産として適切に管理（指定管理者等による管理を含む。）を行う中で、経過観察を行う。

- ・桑原真人、田端宏、船津功、関口明「北海道の歴史」山川出版社、2012年第2版
- ・札幌市教育委員会 編「さっぽろ文庫 50 開拓使時代」、1989年
- ・原田一典「お雇い外国人 13 開拓」鹿島出版会、1975年
- ・廣田基彦「重要文化財 旧北海道庁赤れんが庁舎記」北海道建築設計監理株式会社、1999年
- ・札幌市 編「概説 札幌のあゆみ」、2011年
- ・北海道「新北海道史 第三巻 通説二」、1971年
- ・札幌市「新札幌市史 第七巻 史料編二」、1986年
- ・旭川市「新旭川市史 第三巻 通史三」、2006年
  
- ・北海道「重要文化財北海道庁旧本庁舎復原改修工事報告書」、1970年
- ・北海道「北海道庁旧本庁舎保全活用計画」、2017年
- ・北海道「北海道本庁庁舎建設工事の概要」、1969年
  
- ・文化庁文化財部記念物課 編「史跡等整備のてびき」、2005年
- ・文化庁文化財部記念物課「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」、2015年
- ・独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所「デジタルコンテンツを用いた遺跡の活用 平成27年度 遺跡整備・活用研究集会報告書」、2015年

(協力)

- ・向日市教育委員会文化財調査事務所
- ・佐賀県立名護屋城博物館